

伊根町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1. 改定の経過

- 本町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定に基づき、平成 26 年 12 月に伊根町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が初めて抜本的に改正され、これを受けて、令和 7 年 3 月に京都府新型インフルエンザ等対策行動計画が、改定された。
- 市町村行動計画は、特措法により、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要があるため、政府作成の「市町村行動計画作成の手引き」及び府行動計画を参照して、今回、町行動計画の全面改定を行うもの。

2. 改定のポイント

① 平時の準備の充実

- ・発生段階の区分を現行の 5 段階から 3 期に再編し、平時の準備を充実

発生段階	現 行	改 定 後
	未発生期	準備期 ・感染症が発生する前の段階、平時
	海外発生期	初動期 ・新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が国内外で発生した段階
	国内発生早期	
	国内感染期	対応期 ・国内での発生初期段階 ～ 国内で感染が拡大し対策を行う時期 ～ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ～ 流行が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
	小康期	

- ・3 期のうち、準備期の取組みを充実

② 複数の感染拡大への対応

- ・中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理

③ 対策の機動的切替え

- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替えられるように整理

④ 情報発信の充実・強化

- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理

⑤ 対策項目の充実と横断的視点の設定

- ・ 対策項目を見直し、内容を精緻化

	現 行	改 定 後
対 策 項 目	①実施体制	①実施体制
	②情報提供・共有	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	③まん延防止	③まん延防止
	④予防接種	④ワクチン
	⑤町民生活及び地域経済の安定の確保	⑤保健
	⑥サーベイランス・情報収集	⑥物資
	⑦医療	⑦町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・ 横断的視点により各対策項目を強化（人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進等）

3. 各対策項目の概要

（１）実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応力を高める。
- 有事には、対策の実施体制を強化の上、平時に構築した連携体制を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、町対策本部において対応方針を決定する。

<準備期>

- 感染症対策の中核となる人材の確保・育成、実践的な訓練や研修の実施
- 国、府、関係機関との情報共有・連携体制の構築

<初動期>

- 初動対応、町対策本部の設置の検討等
- 人員体制の強化準備、迅速な対策の実施に必要な予算の確保

<対応期>

- 緊急事態宣言時の総合調整、必要な場合は、他の市町村や府に対して職員の応援要請

（２）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 情報の錯綜や偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて町民等が適切に判断・行動できるようにする。

<準備期>

- 基本的な感染対策等について平時からの情報提供・共有
- 偏見・差別等や偽・誤情報の防止に関する啓発

<初動期及び対応期>

- 新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有
- コールセンター等の設置等による、双方向のコミュニケーションの実施
- 対策の必要性等について、科学的根拠等に基づき正確な情報を迅速に提供

(3) まん延防止

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制する。
- 病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬の普及等、状況の変化に応じて、対策の切り替えを機動的に行うことで、町民生活及び地域経済活動への影響の軽減を図る。

<準備期>

- 有事の対策強化に向けた町民等の理解や準備の促進、基本的な感染対策の普及

<初動期>

- 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う

(4) ワクチン

- 接種により、町民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数等を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。
- 伊根診療所をはじめとする医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

<準備期>

- 与謝医師会等医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備
- ワクチンに関する基本的な情報提供・共有を通じた町民等の理解促進

<初動期>

- 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築

<対応期>

- 初動期に構築した接種体制に基づいたき接種の実施
- 高齢者施設入所者等への接種体制確保等、接種体制の拡充

(5) 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民等の生命及び健康を保護するため、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション等を行う。

<対応期>

- 府が実施する健康観察及び生活支援への協力

(6) 物資

- 感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

<準備期>

- 平時からの感染症対策物資等の備蓄と、定期的な備蓄状況の確認
- 医療機関・福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄の推進

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- 平時から事業者や町民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働きかける。
- 有事には、準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、町民生活及び地域経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

< 準備期 >

- 関係機関との連携等、必要となる情報共有体制を整備する
- 町民や事業者等に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄の勧奨

< 初動期・対応期 >

- 要配慮者等への生活支援、教育及び学びの継続に関する支援
- 生活関連物資等に関する消費者としての適切な行動等の呼び掛け
- 事業者に対する支援、雇用への影響に関する支援